

## 「平成21年度ジェトロ地域間経済交流事業 (Regional Industry Tie-Up Program)」

### 山口県・下関市は、台湾との環境関連産業交流事業に採択」

#### ジェトロRIT事業について

ジェトロの地域間交流支援事業 (Regional Industry Tie-Up Program: 以下、RIT事業) は、ジェトロの持つ海外情報・ネットワークを駆使し、日本各地の産業集積地の皆様とともに海外地域との産業交流活動を行い、両地域・企業間の国際連携促進や新製品・サービス開発などの新産業創出を目指す事業である。

山口県・下関市外資系企業誘致推進委員会(山口県、下関市、(財)山口県国際総合センター、下関商工会議所、(株)山口銀行、ジェトロ山口で構成)は、平成21年度のRIT事業に申請し、山口県域と台湾の環境関連産業案件で採択された。ジェトロでは、平成21年度は新規案件7件、平成20年度から継続案件13件、合計20件を実施する。(http://www.jetro.go.jp/news/releases/20090402016-news)

#### 平成20年度に台湾で事前調査を実施

今年度のRIT事業の申請に先立ち、平成20年度に、山口県、下関市では、ジェトロRIT事業の事前調査のスキームを利用して、山口県と台湾の環境関連産業の交流の可能性調査を実施してきた。調査にあたって、環境経済学が専門で、台湾と日本の環境産業に詳しい山口大学経済学部の陳禮俊准教授を専門家に起用。山口県内の優れた環境技術を持つ企業データを中国語に翻訳し、台湾の環境関連の行政、業界団体、大学をはじめ個別企業を訪問し、現地でのニーズ等のヒアリング調査を行った。

その結果、台湾では、汚水処理技術、地熱を用いた空調システム、ガラスコーティング剤、

古新聞を用いた断熱材など、山口県内のユニークな環境技術に対する関心があり、ニーズがあることがわかった。

また、台湾では、環境産業育成のために經濟部(日本の経済産業省にあたる)と大学、研究機構、産業界が連携することで、新しい環境技術の研究開発を奨励する補助金プログラムやテレビなどの家電製品のリサイクルを効率的に行う補助金システムを導入するなど、環境産業育成に向けた政策を打ち出している。海外からの優れた環境技術との提携にも積極的であることもうかがえた。



台湾環境関連団体の訪問(2008年11月、台北市)

#### 2009年2月に台中市で商談会を開催

このような調査結果を踏まえ、山口県では、台中市役所をはじめ、台湾の環境産業業界団体である(財)資源再生エネルギー協会、(財)資源再生工業同業公会、日本と台湾の技術交流促進を行うことを目的とした台日産業技術合作促進会、台湾貿易センター、台中市進出口商業同業公会、また、日本の(財)交流協会などの協力を得て、2009年2月に台中市で環境関連企業を中心に山口県企業8社との商談会を行った。

商談会には、70社近い台湾企業が訪れ、そのうち19件が帰国後も商談を継続している。熱心な台湾企業のなかには、翌3月に来日し、日本企業を訪問したり、逆に、商談企業の選定や詳細打ち合わせのために4月に再度訪台した日本企業があるなど、成約に向けて動き出している。



商談会風景（2009年2月、台中市）

#### 平成21年度は8月に台中市で商談会開催

山口県・下関市外資系企業誘致推進委員会は、4月14日に委員会を開催した。同委員会では、平成21年度ジェットロRIT事業の採択を受け、前年度に引き続き、山口県と台湾の環境関連産業の交流を重点的に、地域産業の活性化を推し進めていく方針を打ち出した。

事業計画としては、5月下旬に台湾に山口県環境関連企業の参加するミッションを派遣し、2月の商談会のフォローアップを行うと共に、台湾の環境行政部署や環境関連業界団体、研究機関などを訪問する予定である。8月初旬には台北で開催される環境エネルギー展の視察とPRを行い、台中市で山口県の環境関連企業のプレゼンテーションと商談会を開催する計画である。9月初旬には、山口県企業とマッチングの可能性の高い台湾企業を山口県に招聘し、山口県内企業の視察や商談の場を提供する。併せて、台湾より環境関係の有識者を招聘し、日台環境産業交流をテーマにセミナーを開催するなどを予定している。

その間、ジェットロ山口では、「RIT研究会」と称して、租税条約を提携していない台湾とのビジネスの特殊事情を踏まえた税務・会計セミナー（4月20日開催）や、台湾の商習慣を歴史や文化的背景から掘り下げて理解を深める勉強会（7月予定）など、台湾企業とビジネスを行う上で有益となる情報提供を行う。また、個別の商談に対しては、海外ビジネスでは欠くことのできない契約書作成、知的財産保護などのために国際取引の実績のある弁護士や弁理士、現地の税務・会計に詳しく、日系企業進出のコンサルティングの経験豊富な会計士、外国企業信用調査会社などの紹介も行う。台湾は、経済システムにおいて資本主義という日本と同じ価値観を共有するものの、日本的なビジネス感覚が必ずしも通用するわけでないことを前提に、初めて海外と取引を試みる企業の方々に、出来る限りの支援体制を整えていきたいと考えている。

山口県の環境関連産業の企業で台湾との取引（輸出入、OEM生産、技術提携、共同開発など）に関心のある方は、是非、ジェットロ山口までお問い合わせをお願いしたい。（連絡先：tel: 083-231-5022）

#### 台湾ビジネスの税務・会計の基礎知識 ～ジェットロRIT事業第1回研究会～

2009年4月20日、「台湾ビジネスの税務・会計の基礎知識」をテーマに第1回RIT研究会を開催した。台湾の税務等の観点から、勤業衆信会計事務所（デロイト トーシュ トーマツ 加盟事務所）の副総経理（パートナー）で在台湾歴18年の白石常介先生に、日本の税務等の観点からは、川岸会計事務所（東京）所長で税理士の川岸清先生よりそれぞれ、解説をしていただいた。

## <台湾人とのビジネスの前提>



勤業衆信会計事務所 副総経理 白石常介先生

### まずは台湾の文化、風習、気質の理解を

台湾とビジネスをするにあたって、まず、台湾の文化や風習、台湾人の気質、台湾の人とはどういうふうにか考えるのかということを理解しないと、ビジネスを展開するにあたって失敗する可能性がある。台湾は「面子」の世界なので、相手を傷つけると大変なことになる。逆に、台湾の方で日本語の喋れる人が「我々の会社と一緒にやりましょう。とにかく、台湾の方でノウハウを持っているのでお金を出してくれさえすれば大丈夫ですよ。」あるいは「皆さんがノウハウを提供してくれれば、うまくいきますから。」というような話を持ちかけてくることがある。このような話は、話半分聞いておかないと、後で失敗する可能性があるし、実際かなりのケースで失敗を見てきた。

### 契約書は非常に重要、必ず確認を！

台湾に限らず、海外での事業展開では、何か問題があった時に、拠り所となるのは契約書である。特に、日本人は文章よりも相手の言った言葉を信頼してしまう風習があるが、国際的には通用しない。たとえ、最初に商談があったとしても、契約書に落とし込んだ場合、本当にそのような内容になっているのか、必ず確認してほしい。また、台湾側から中国語の契約書が出てきて、「先ほどの話とみんな同じだから、全部書いてあるからサインしてくれ。」と言われ

ても待ってほしい。必ず翻訳をすること。台湾には、日本語の堪能な弁護士がたくさんいるので、見てもらうようにしてほしい。後で問題になった時、困るので必ず事前に契約書の内容を確認してほしい。

最初はうまくいきそうな商談でも、そうはいかないケースはたくさんある。国をまたいで何か商談を成立させようとする文化も習慣も違うのでかなり気をつけた方がよい。

### 台湾は中華圏のひとつ、ビジネスは上手

中華圏の人たちは、ビジネス展開がうまい。少しでも危ないと思うと、直ぐに手を引く。例えば、5つのうち4つ手を引いても1つが当たればよしとするというように。

日本人の場合は、1つ投資すると、ずっとそれに固執してしまうようだが、台湾の企業は1つの企業と商談をしていても、別のところとも商談していると思った方がよい。海外に行くとき日本の常識が通じないことが多いので、考え方の違いを理解すべき。

## <台湾税法の視点による課税について>

### 台湾の営利事業所得（法人税）課税対象

台湾政府による法人税の課税対象は以下のとおり。

本社が台湾にある	台湾内外のすべての営利事業所得につき課税対象
本社が台湾以外にある	台湾内源泉所得につき課税対象
日本に本社があり、台湾に支店がある	台湾内で発生する所得が課税対象、ただし、日本本社独自の行為が台湾源泉所得に該当する場合はその行為につき課税対象



### モノに対する課税

機械設備などの物品、モノに対する課税対象は、日本企業が台湾企業に提供する場合は非課税、台湾企業が日本企業に提供する場合は課税される。

日本企業→台湾企業	非課税（国際貿易として）
台湾企業→日本企業	課税

### サービスに対する課税

労務、賃貸などの役務、サービス（技術提携やOEM、翻訳、調査、コンサルテーションなど）の提供に対する課税対象は、日本企業が台湾企業に提供する場合も台湾企業が日本企業に提供する場合も、実務上は課税される。

日本企業→台湾企業	規程上は不明確 実務上は課税
台湾企業→日本企業	課税

### 課税方法

台湾に拠点を置かなくても、その取引が課税対象であれば課税される。その違いは、税金の徴収方法で、台湾に拠点がある場合は、年1回の確定申告を行う。拠点がない場合は、支払う側の台湾企業が源泉徴収して代わりに税金を納めることになる。

### みなし課税（所得税法第25条）の申請で台湾の法人所得税が3.75%に

主事務所（本社機能）が台湾外にある営利事業（支店か工事事務所または拠点がない場合）で、台湾内で請負工事、技術サービスなどの業務を提供し、原価・費用の按分計算が難しい場合は、財政部（財務省）に対して申請し、許可取得後、営業収入の15%を営業利益とすることができる。これに営業外損益（受取利息等）などを加減し、課税所得額を算出し、それに税率25%を乗じて税金を計算（ $15\% \times 25\% = 3.75\%$ ）

する方法がある。

ロイヤリティーはみなし課税適用外。契約書では、技術提供者人件費分とロイヤリティー分を分けておき、技術提供にかかる経費についてみなし課税を適用することになる。

### 台湾域外部分と台湾域内部分がある場合

台湾外から機械等を持ってきて台湾内での据付けや技術指導を行った場合は、機械部分も含めて全て課税される。例えば、台湾新幹線の場合、車輛の日本から台湾への輸入は国際貿易で非課税扱い。しかし、技術者が派遣されて台湾での組立て、電気配線、試運転などのサービスの提供は課税となり、結果的には、全体に課税されることになる。

対策としては、モノの輸出をするA社と技術、サービスを提供するB社を作り、それぞれ別々の契約を締結することで、A社は課税対象にならなくなる。

### 印紙税は課税対象書類の作成地の課税適用

印紙税は、課税対象となる書類を作成した国・地域の税法が適用される（作成地主義）。台湾の税法では、契約当事者の少なくとも一方が台湾内にてサインした場合は、当該書類は台湾内で作成したとみなされ、台湾の印紙税が課される。

請負契約（サービスも該当）の場合の印紙税率は1,000分の1。日本の場合は、上限は60万円だが、台湾は上限がない。つまり、日本にて印紙税を課税された方が有利。

対策としては、契約当事者がともに日本でサインを行い、それを証明する書類、①当該契約書について契約当事者がともに日本にてサインしたとの事実に対する公証および査証の受領、②サインを行った者のパスポートのコピーの用意などの有力な証拠を整えておく。

しかし、現在、台湾では、印紙税について使用地主義（契約地が台湾外であっても、当該契約の内容が台湾内の場合は台湾の印紙税がかかる）の導入も検討している。

### <日本税法の視点による課税について>



川岸会計事務所 所長 川岸清先生  
日本企業が台湾側に支払う場合

台湾法人の恒久施設が日本にない	日本法人に源泉徴収義務あり（支払った月の翌月10日まで、税率は基本的に20%）
台湾法人の恒久施設が日本にある	日本国内の法人と同様にすべての国内源泉所得に、所得税、法人税、消費税が課税
台湾法人の子会社が日本にある	日本国内の法人と同様に課税

### モノの移転

台湾法人からモノを買う（輸入）場合は、所得税の源泉徴収義務はない。

例外として、台湾法人より図面（例：集積回路などの設計図）を買う場合、所得税の課税が台湾にあるので、日本側は20%の源泉徴収後の金額を台湾に支払う。（例：1,000万円の場合、200万円を日本の税務署に納め、800万円を台湾に支払う。）



### 人的役務（サービス）の移転、 技術移転（ロイヤリティーの支払い）

日本企業が台湾側から日本で人的役務や技術移転を受けた場合は、源泉徴収20%後の金額を台湾側に支払う。これは、台湾法人が雇用や委任などの雇用関係にある個人を日本に派遣して日本法人または居住者に対して人的役務の提供をする場合を前提条件とした課税関係。（例：弁護士、会計士、建築士、科学技術、経営管理などの専門的知識の提供）

### 役務提供地が台湾なら源泉徴収義務なし

業務委託、翻訳、調査など、例えば、台湾の法規制、技術状況の調査を台湾法人に依頼して、報告書がメールで送られてくる場合。情報の発信地、つまり、役務提供地が台湾なので日本法人は、台湾への送金についての源泉徴収の義務を負わない。あくまでサービスが日本国内で提供された時、初めて日本法人は源泉徴収義務を負う。

### 知的財産等の対価に対し源泉徴収義務あり

日本法人が台湾法人より日本国内業務に関連して受ける（使用地主義の原則）知的財産等の譲渡対価、ロイヤリティー（使用料）の対価に対する支払いで、台湾法人は、日本に恒久施設を有しないという前提条件。日本法人は、対価の20%の源泉徴収義務を負う。

### 日本で台湾人を雇用する場合

台湾の人を日本で雇用する場合は、1年以上日本で働いてもらう契約であれば、入国と同時に「居住者」扱いとなり、日本人の従業員と同様の税率となる。雇用契約期間が1年未満の場合は、支払いの都度20%の源泉徴収することになる。

（まとめ：ジェトロ山口／林 裕子）